令和３年２月１０日

健康診断ご担当者　様

医療法人　豊昌会
豊田健康管理クリニック
理事長　松本　幸三

検査基準範囲の変更および健診判定区分の見直しについて

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、従来皆様が受けられた検査や健診の結果は、実施した施設毎に判定されており、施設間における判定の差異が問題になっております。今回、検査結果の基準範囲（異常なしや正常範囲に相当）が統一化されたことを受け、基準範囲の変更を実施させていただきます。また、これに併せて健診結果の判定区分も見なおし（異常なし～要受診、治療中)、日本人間ドック学会が提唱する判定区分に準じた変更をさせていただきます。

①　ＪＣＣＬＳ共用基準範囲

施設間での差異なく検査結果を評価するため、全国的に基準範囲の統一化が進められています。愛知県でも２０１９年４月から、日本臨床検査標準協議会（ＪＣＣＬＳ）による「ＪＣＣＬＳ共用基準範囲」に変更されました。

これを受けて、２０２１年４月１日受付分より、一部の項目において、基準範囲（健診における“異常なし”）を変更させていただきます。

②　健診結果の判定区分

上記の改訂に併せて、健診結果の判定区分の見直しも実施させていただきます。日本人間ドック学会は、判定の施設間格差をなくして、判定への不信を解消する目的で独自の判定区分を提唱しています。

当クリニックでもこの判定区分を参考に、２０２１年４月１日受付分から、基準範囲の変更に加えて、健診結果の判定区分も変更させていただきます。

今後も、より分かりやすい健診結果の提供に努めてまいりますので、ご了承いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具